

令和7年2月13日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和7年2月13日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階 会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1 番	今村 東 委員
2 番	内田すなを 委員
3 番	大石 敏裕 委員
4 番	甲斐サエ子 委員
5 番	柿本 正信 委員
6 番	川津 富夫 委員
7 番	古賀 喜治 委員
8 番	後藤マス子 委員
9 番	清水 邦宏 委員
1 1 番	末次 龍夫 委員
1 2 番	高田 光秀 委員
1 3 番	田川 政文 委員
1 4 番	田中 文 委員
1 5 番	轟 香代子 委員
1 6 番	中園 正彦 委員
1 7 番	中村 裕 委員
1 8 番	中山 健治 委員
1 9 番	林田 高夫 委員
2 0 番	日比生和雄 委員
2 1 番	福島 哲憲 委員
2 2 番	保坂 泰生 委員
2 3 番	松隈 康吉 委員
2 4 番	本山 龍一 委員

欠席委員は次のとおりである。

白水 貴 委員

事務局の出席者は8名である。

事務局 皆さん、おはようございます。お時間より少し前ですが皆さんおそろいですので、2月総会の開催に当たり報告をいたします。

本日は、現委員数24名中、23名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

それでは、会長、よろしくお願いします。

議長 おはようございます。

それでは、早速ではございますが、2月の農業委員会総会を開催いたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転の許可申請書が提出されましたので付議いたします。

所有権移転、東部地域、審議番号1番から6ページの審議番号19番までの19件です。

6ページをお願いいたします。

西部地域、審議番号20番から9ページの審議番号31番までの12件です。

以上、審議番号1番から審議番号31番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について審査会において説明を行いましたが、不許可相当に該当しない申請であり審査基準に適合していることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりました。

なお、本議案の審議番号6番、8番、10番、11番、12番、21番、23番、25番及び31番は、新規就農案件及び新規農地取得案件でありますので、聞き取り調査の結果につきまして担当委員よりの報告をお願いいたします。

それでは、報告をよろしくお願いします。

委員 審議番号6番の案件につきまして、1月30日に申請人の*****氏、私、*****、*****推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の*****氏は、今回、田主丸町志塚島の農地を贈与にて取得し、農業を

始める予定です。新規就農になります。

申請人の年齢は47歳です。申請人は、今回の申請地から徒歩6分のところに自宅があります。農作業は申請人本人と妻で行うとのことです。

営農計画は、果樹を栽培する計画となっております。

*****氏の農業経験は、令和6年8月に千葉県君津市から田主丸町志塚島に転居してこられ、君津市ではブルーベリーの栽培を行っていました。

農機具については、軽バンを所有しています。

出荷の予定は、道の駅などの直売所へ出荷し販売する予定となっております。

ヒアリングした結果、やる気も見られ、今後の活躍も見込めるものと考えられます。

また、ヒアリング結果について、2月3日の東部審査会で報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

委員 ヒアリング結果の報告を行います。

担当しております地区で4件出ておりますので、4件続けて報告させていただきます。

審議番号8番の案件につきまして、1月31日に申請人である*****氏、私、*****、*****推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の*****氏は、今回、田主丸町竹野の農地を贈与にて取得し、農業を始める予定です。新規農地取得になります。

申請人の年齢は49歳です。申請人は、今回の申請地から車で25分のところに自宅があります。農作業は申請人本人のみで行うとのことです。

営農計画は、ツツジを栽培する計画となっております。

*****氏の農業経験はなく、主にインターネットを活用し習得する予定です。

農機具については、小型ユンボを借用する予定です。

出荷の予定は、自家消費のため販売の予定はありません。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、農地の維持管理も見込めると考えております。また、ヒアリング結果について、2月3日の東部審査会で報告を行い、問題はないと判断されております。

続きまして、審議番号10番の案件につきまして、1月31日に申請人である*****氏、私、*****、*****推進委員、事務局職員においてヒアリングを実

施いたしましたので報告いたします。

申請人の*****氏は、今回、田主丸町地徳の農地を贈与にて取得し、農業を始める予定です。新規農地取得になります。

申請人の年齢は48歳です。申請人は、今回の申請地から徒歩5分のところに自宅があります。

営農計画は、果樹、野菜を栽培する計画となっております。農作業は申請人本人と妻と長男と義母で行うとのことです。

*****氏の農業経験は、20年前から家族と柿、キウイ、野菜を栽培しています。農機具については、耕運機、軽トラック、4 tトラック、SSを所有しています。収穫物は、自家消費のため販売の予定はありません。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、農地の維持管理も見込めるものと考えております。また、ヒアリング結果について、2月3日の東部審査会で報告を行い、問題ないと判断されております。

続きまして、審議番号11番の案件につきまして、1月27日、申請人の*****氏、私、*****、*****推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の*****氏は、今回、田主丸町地徳の農地を贈与にて取得し、農業を始める予定です。新規就農になります。

申請人の年齢は31歳です。申請人は、今回の申請地から徒歩5分のところに自宅があります。農作業は申請人本人と夫と母で行うとのことです。

営農計画は、果樹、野菜を栽培する計画となっております。

*****氏の農業経験は、6年前から両親、姉妹とともに、柿、キウイ、野菜等を4反ほどの農地で栽培しています。

農機具については、耕運機、軽トラック、4 tトラック、SSを所有しています。

出荷の予定は、JAに出荷し販売する予定となっております。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、今後の活躍も見込めると考えています。また、ヒアリング結果について、2月3日の東部審査会で報告を行い、問題ないと判断しております。

審議番号12番の案件につきまして、1月31日に申請人、*****氏、私、*****、*****推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の*****氏は、今回、田主丸町地徳の農地を贈与にて取得し、農業を始

める予定です。新規農地取得になります。

申請人の年齢は45歳です。申請人は、今回の申請地から徒歩3分のところに自宅があります。農作業は申請人本人と夫と長男と母で行うとのことです。

営農計画は、果樹、野菜を栽培する計画となっております。

*****氏の農業経験は、6年前から両親、姉妹とともに、柿、キウイ、野菜等を4反ほど農地で栽培しています。

農機具については、耕運機、軽トラック、4tトラック、SSを所有しています。

出荷の予定は、自家消費のため販売の予定はありません。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、農地の維持管理も見込めるものと考えられます。また、ヒアリング結果について、2月3日の東部審査会で報告を行い、問題ないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

委員 審議番号21番の案件につきまして、1月29日に申請人、*****氏、私、*****、*****推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の*****氏は、今回、高良内町の農地を売買にて取得し、農業を始める予定です。新規就農になります。

申請人の年齢は53歳です。申請人は、今回の申請地から車で35分のところに自宅があります。農作業は申請人本人と妻と長男で行うとのことです。

営農計画は、果樹、野菜を作付する計画となっております。

*****氏の農業経験は、妻の実家が専業農家のため、以前から野菜や稲作の手伝いをしていました。

農機具については、耕運機、草刈り機を所有しており、耕運機、トラクター、軽トラックを借用する予定です。

出荷の予定は、今後、ネット販売や卸売業者の知人に相談するとのことです。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、今後の活躍も見込めるものと考えられます。また、ヒアリング結果について、2月4日の西部審査会で報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

委員 審議番号23番の案件につきまして、1月30日に申請人、*****氏と私、*****

＊＊、＊＊＊＊推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の＊＊＊＊氏は、今回、大善寺町宮本の農地を贈与にて取得し、農業を始める予定です。新規農地取得になります。

申請人の年齢は30歳です。申請人は、今回の申請地の隣に自宅があります。農作業は申請人本人と妻で行うとのことです。

営農計画は、キュウリ、ニラ、ピーマン、ホウレンソウを作付する計画となっております。

＊＊＊＊氏の農業経験は、自身の経験はありませんが、妻の実家が農家であり農作業や農作物に対する知識は習得しています。

農機具については、耕運機を導入する予定です。

出荷の予定はなく、自己消費とのことです。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、農地の維持管理も見込めるものと考えられます。また、ヒアリング結果について、2月4日の西部審査会で報告を行い、問題はないと判断されております。

続きまして、審議番号25番の案件につきまして、1月30日に申請人、＊＊＊＊氏と私、＊＊＊＊、＊＊＊＊推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の＊＊＊＊氏は、今回、大善寺町夜明の農地を売買にて取得し、農業を始める予定です。新規農地取得になります。

申請人の年齢は88歳です。申請人は、今回申請地から徒歩5分のところに自宅があります。農作業は申請人本人と長男で行うとのことです。

営農計画は、米を作付する計画となっております。

＊＊＊＊氏の農業経験は、実家が農業をしていたため幼少時より手伝いをしていました。

農機具については、耕運機、草刈機、消毒機、田植え機を借用する予定です。

出荷の予定はなく、自己消費とのことです。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、農地の維持管理も見込めるものと考えられます。また、ヒアリング結果について、2月4日の西部審査会で報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

委員 審議番号31番の案件につきまして、1月22日、申請人、*****氏と私、*****、*****推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので報告します。

申請人の*****氏は、今回、三潞町福光の農地を贈与にて取得し、農業を始める予定です。新規農地取得となります。

申請人の年齢は28歳。申請人は、今回申請地の横に自宅があり、農作業は申請人本人が行うとのことです。

営農計画は、野菜を作付する計画となっております。

*****氏は、農業経験がなく、就農後は両親から助言を受けながら農地の管理をやっていきたいとの考えをお持ちです。

農機具については、スコップを購入予定としています。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、農地の維持管理も見込めるものと考えられます。また、ヒアリング結果について、2月4日の西部審査会で報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

議長 報告ありがとうございました。

報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議長 質疑はないようでございますので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

第1号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

- 事務局** 10ページをお願いいたします。
- 第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。
- 東部地域、1番、1件です。
- 1番、申請地、田主丸町益生田、畑、1筆、430㎡。
- 申請理由、申請地に農業用倉庫兼車庫の建築、及び露天駐車場として利用するものです。
- 農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。
- 以上で説明を終わります。
- 議長** 説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。東部審査会よりお願いをいたします。
- 委員** 東部審査会の4条申請について報告します。
- 審議番号1番、地図ナンバーは1番です。
- 転用目的は、農業用倉庫兼車庫の建築、及び露天駐車場として利用するもので、既に施工されていたので始末書付きの申請となっております。
- 申請地は、水縄小学校から西へ約1.8kmのところに位置します。
- 農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので不許可の例外規定に該当するものと判断しております。
- 雨水排水につきましては、ためますを経由して西側の道路側溝へ排水されます。
- 汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。
- 被害防除につきましては、周囲と高さを合わせるにより土砂の流出を防ぐ計画となっています。
- この申請案件について、排水承諾等添付書類を確認しております。
- 以上、1件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ書類審査を行いました、問題がないものと判断しております。
- 御審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようでございますので、ただいまから採決をいたします。
第2号議案に賛成の方は挙手をお願いします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。
続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 11ページをお願いいたします。
第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。
東部地域、1番から3番までの3件です。
1番、申請地、善導寺町与田、田、1筆、409㎡。
申請理由、申請地を取得して貸露天駐車場兼資材置場として利用するものです。
2番、申請地、田主丸町竹野、畑、1筆、644㎡。
申請理由、申請地を取得して露天資材置場として利用するものです。
農地区分は第1種農地ですが、隣接土地等を同一事業に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。
3番、申請地、北野町千代島、畑、1筆、1,562㎡のうち115.84㎡。
申請理由、申請地を借り受けて自己用住宅を建築するものです。
12ページをお願いいたします。
西部地域、4番から6番までの3件です。
4番、申請地、荒木町白口、田、畑、2筆計、738㎡。
申請理由、申請地を借り受けて農業用倉庫を建築するものです。
農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不

許可の例外規定を適用しております。

5 番、申請地、高良内町、畑、1 筆、327㎡。

申請理由、申請地を取得して自己用住宅を建築するものです。

6 番、申請地、宮ノ陣町大杜、田、1 筆、2,132㎡。

申請理由、申請地を取得して特定建築条件付売買予定地（8 区画）として利用するものです。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。
それでは、東部審査会よりお願いします。

委 員 東部審査会の 5 条申請について報告します。
審議番号 1 番、地図ナンバーは 2 番です。
転用目的は、貸露天駐車場兼資材置場として利用するものです。なお、申請人が営む産業廃棄物処理業の会社へ露天駐車場兼資材置場として貸す計画です。
申請地は、善導寺小学校から北西へ約300mのところに位置します。
農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域内であって、500 m以内に小学校、病院がある農地ですので第 3 種農地と判断しております。
雨水排水につきましては、北側の道路側溝へ排水されます。
汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。
被害防除につきましては、既設の石積み、及び既設のコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画です。
審議番号 2 番、地図ナンバーは 3 番です。
転用目的は、露天資材置場として利用するものです。
申請地は、竹野小学校から東へ約200mのところに位置します。
農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第 1 種農地に該当しますが、転用目的が隣接土地と同一事業に供するものですので不許可の例外規定に該当するものと判断しております。
雨水排水につきましては、ためますを経由して北側の道路側溝へ排水されます。
汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。
被害防除につきましては、緩衝地を設けて土砂の流出を防ぐ計画です。
審議番号 3 番、地図ナンバーは 4 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、北野総合支所から東へ約420mのところに位置します。

農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、ためますを経由して西側の河川へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、南側の道路に埋設された下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、周囲と高さを合わせることで土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等添付書類を確認しております。

以上3件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

委 員 続きまして、西部審査会の5条申請について報告します。

審議番号は4番、地図ナンバーは5番です。

転用目的は、農業用倉庫を建築するものです。

申請地は、JR荒木駅から北東へ約1kmのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ですので第1種農地に該当しますが、転用の目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、ためますを経由して西側及び南側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきまして、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号5番、地図ナンバーは6番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、青峰小学校から西へ約430mのところに位置しております。

農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、おおむね500m以内に小学校と幼稚園がある農地ですので第3種農地に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、ためますを経由して南西側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、南西側の道路に埋設されている市下水道管へ接

続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号6番、地図ナンバーは7番です。

転用目的は、特定建築条件付売買予定地（8区画）として利用するものです。

申請地は、宮ノ陣小学校から南東へ約830mのところに位置しております。

農地区分につきましては、農用地区域内農地以外であって第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、ためますを経由して新設される道路側溝から北側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設されている市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件につきまして、排水承諾等添付書類を確認しております。

以上3件につきまして、担当農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。質疑のほう、ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようでございますので、ただいまより採決をいたします。
第3号議案に賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 全員挙手により、第3号議案は可決されました。
続きまして、第4号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定についてを議

題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 13ページをお願いいたします。

第4号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定について、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積等促進計画の決定を求められたので付議いたします。

第1区、1番、2番の2件です。

1番、所在地、荒木町荒木、田、3,201㎡。推進機構からの買入れとなります。

2番、所在地、荒木町白口、田、2筆計、1,459㎡。推進機構からの買入れとなります。

第4区、3番、4番の2件です。

3番、所在地、城島町江上本、田、2,623㎡。推進機構からの買入れとなります。

なお、こちらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当しており、*****の構成員である申請人が農地を取得した後、所属する法人へ貸し付けるものとなっております。

4番、所在地、城島町四郎丸、田、2筆計、4,420㎡。推進機構からの買入れとなります。

以上、審議番号1番から4番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑のほうはございませんでしょうか。

「なしの声」

議長 質疑はないようでございますので、質疑を終了し、ただいまより採決をいたします。第4号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知をいたします。

続きまして、第5号議案、非農地証明事務取扱要領の一部改正についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 14ページをお願いいたします。

第5号議案、非農地証明事務取扱要領の一部改正について、非農地証明事務取扱要領の一部を改正したいので付議いたします。

次の表の現行の欄に掲げる規定を、同表の改正案の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。

14ページから20ページまでが新旧対照表になっております。

20ページをお願いいたします。

附則、この要領は令和7年4月1日より施行する。

それでは、改正理由等について別紙の説明資料を使って説明をいたしますので、お手元をお願いいたします。

～ 別紙資料による説明 ～

説明は以上になります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたが、何か質疑がございましたら、よろしくお願ひします。

質疑はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

委 員 5ページの第3基準の(6)のただし、コンクリート等でのところですが、通路が全面コンクリートのところは証明書を出すけれども、地面が土とかバラスのところは含まれない、また、一部が舗装されたものについても含まれないということですが、この理由をもう一度お伺いしたいです。

事 務 局 他市町村とか他県を参考にさせてもらっていますが、今まで建築物等が建っていないと非農地証明が出せないという取扱いでしたが、よく相談があるのが、自宅への

進入路の部分を20年以上前から全面的にコンクリート舗装していました、という場合であり、その場合については出せませんと対応していました。しかし、20年以上経過しており、さらに全面がコンクリート舗装で、必要不可欠なものとして悪質性がないような状況であれば、出せるようにしたことを盛り込んでおります。

ただし、舗装されていなかったり、一部バラスとかになっていたりする場合は、農地に復元できる可能性があるので、現況を踏まえて判断するためそういう区分分けをしております。

以上です。

議 長 よろしいでしょうか。

委 員 はい、分かりました。

議 長 ほかに質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑ないようでございますので、ただいまより採決に入ります。
第5号議案につきまして、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 全員挙手により、第5号議案は可決されました。
続きまして、第6号議案、久留米市地域計画の策定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 21ページをお願いいたします。
第6号議案、久留米市地域計画の策定について、久留米市長より久留米市地域計画の策定について意見を求められたので付議いたします。
1、内容、久留米市地域計画（案）、第6号議案別紙のとおり。です。

～ 別紙資料にて説明 ～

第6号議案の説明につきましては、以上となります。

議 長 6号議案の地域計画の策定の説明が終わりましたが、何か質疑がございましたらお願いをします。質疑ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

委 員 地域計画（案）の中身の中で分かれば、お答えいただきたいと思いますが、担い手の集積に関する目標数字が上がっていますけれど、これは一つ一つ積み上げて、この数字を出されているのか、これくらいになるだろうということを出されているのかをお聞きしたいと思います。

それともう一つ、この地域計画の管理に関しては、久留米市が行っていくのか、それとも地元になにかの協議会を作って、そこが行っていくのかの2点です。

事 務 局 まず、1点目の集積率のところでございますけれども、今回、農業振興地域内農用地区域の農地と耕作者から集計を農政課の方で行ったものになります。

2点目の今後のことですけれども、今年度は、まずこの地域計画の公告を行って策定をするというところが、法的にも期限がございましたので、手探りの状況ながら、まずは確実に策定をすることを目途としておりました。今後この地域計画をどう運用していくかにつきましては、所管部局の久留米市農政課を中心に、今回の地域協議がどうだったかというアンケート等の内容も踏まえて、方針を決定していきたいと伺っております。

来年度以降の開き方については、要協議というところで、まだ現在では決定しておりません。

以上です。

議 長 よろしゅうございますでしょうか。どうぞ。

委 員 地域内の農業を担う者の一覧表というのがございますけど、この中で現にもう亡くなられた方とかが載っているみたいなんですけど。

事 務 局 現に、土地の所有者さんで自作者、農用地を自作している方で、お亡くなりになって相続登記をされていらっしゃる場合は、死亡者の方が耕作者として農地の台

帳上は現に上がっております。

それを今回の地域計画の目標地図の位置づけにする場合においては、現在の耕作者を農業を担うものに位置づけるという方針で行っていたものですから、その方がそのままこちらのほうに上がってしまっているというのが、まずは現状なのではないかというところがございますので、こちらのお亡くなりになってしまっているところの方をこのまま上げるというのが、適正かどうかも含めて、それは意見として農政部門の方にお返しするというのはできるのかなと思っておりますので、問題ないではなくて、そういうお亡くなりになった方は外すべきではないかというところで、意見をお返しするということはできると思います。

議 長 よろしいでしょうか。

委 員 実際、農業を担う者というのは、やはり現在おられる方を表記することですので、表現の仕方としてはおかしいのではないかと考えられますので、修正のほうを検討いたしますか、要請のほうをお願いしたいと思います。

議 長 ほかにございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 ほかに質疑ないようでございますので、ただいまより採決をいたしたいと思います。第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知をいたします。

引き続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を省略いたします。

それでは、質疑がございましたら、挙手をお願いします。

「なしの声」

議 長 質疑がなければ、ここで質疑を終了いたします。よって、報告第1号から報告第3号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りをいたします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

「異議なしの声」

議 長 ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。ただいまから議事録署名委員を指名をいたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、8番、後藤マス子委員、22番、保坂泰生委員をお願いをいたします。

これをもちまして、久留米市農業委員会総会の閉会をいたします。